

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市の公文書の改竄に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

公文書の改竄に対する見解と対応

2 質問の要旨

1. 公文書とされる勤怠データに関して、実際に出勤した時刻について、実態と異なる時刻に改竄をした場合は、正確な出退勤時刻を把握するという目的から、その公文書の本質的部分を改竄したということか。
2. 公文書たる勤怠データについての文書に対する公共的信用は、職員課等の業務目的から、確保されるべきものか。
3. 小原芳則（納税課職員）による間接的な改竄については、勤怠データという公文書に対する「信用を害する危険」を生じさせた重大な事案であるのではないか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 15 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を行う為。関係機関・メディアに対して情報提供・通報する為。其々事の重大性を受け止めて、これまでの不誠実な答弁を改め、職員課長等は、速やかに誠実に答弁せよ。）